

# 令和7年度集团指導 指定障害福祉サービス

短期入所・療養介護、生活介護、自立訓練、  
一般相談支援、障害児相談支援、特定相談支援

# 1. 人員基準

## (1) 短期入所

職名	配置基準
従業者	<p>「併設事業所」や「空床利用型事業所」で行う場合、併設する既存施設の指定状況により配置基準が異なります。</p> <p>「単独型事業所」の場合は</p> <p>①指定生活介護等のサービス提供時間帯：当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯：当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
管理者	原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）

※他の指定障害福祉サービス事業者等との連携を図りつつ、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。

# 1. 人員基準

## (2) 療養介護

職名	配置基準
医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 ※1以上は常勤
サービス管理責任者	利用者数が60人以下：1人以上 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	医師。原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）

※管理者について、兼務している職務に従事する時間帯も、当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて速やかに出勤する体制を整えること。

# 1. 人員基準

## (3) 生活介護

職名	配置基準
医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
理学療法士、 作業療法士又 は言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上 ※1人以上は常勤
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①～③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③までに掲げる数	
①平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上	
②平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上	
③平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上	
サービス管理 責任者	利用者数が60人以下：1人以上 利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
管理者	原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）

# 1. 人員基準

## (4) 自立訓練（機能訓練）

職名	配置基準
看護師	1人以上（1人以上は常勤）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1人以上
生活支援員	1人以上（1人以上は常勤）
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上	
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者数が60人以下：1人以上</li><li>・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li></ul>
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。	
管理者	原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）

# 1. 人員基準

## (5) 自立訓練（生活訓練）

職名	配置基準
生活支援員	常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
サービス管理責任者	・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。	
管理者	原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）

# 1. 人員基準

## (6) 計画相談支援（者、児）

職名	配置基準
管理者	原則として、管理業務に従事する者（管理業務に支障がなければ兼務可）
従業者	専従の相談支援専門員。ただし支障がない場合は兼務可 （1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。）

※「1か月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、

「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ●生活介護、施設入所支援

#### (問1) 重度障害者支援加算

生活介護の重度障害者支援加算において、「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設における算定方法如何。

(答) 障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・生活介護を通所のみで利用している者については生活介護
- ・障害者支援施設に入所している者については施設入所支援においてそれぞれ算定することとなる。

#### (問2) 重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)①

算定開始から180日以内の期間について初期加算を算定できるが、これは当該利用者が利用している日についてのみ算定できる取扱いと考えてよいか。

(答) お見込みのとおり。当該利用者が利用しており、重度障害者支援加算が算定できる日のみ請求できる。

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ●生活介護、施設入所支援

#### (問3) 重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）②

加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うか。

(答) 令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、（180日－加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数）の期間について、改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）における初期加算を算定する。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分4以上かつ行動関連項目10点以上）を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分6以上かつ行動関連項目10点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできない。

なお、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ●生活介護

#### (問4) 個別支援計画の記載方法

生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなったが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

(答) 生活介護においては、厚生労働省ホームページにある個別支援計画参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。

個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

#### (問5) 実績記録表の記載方法

生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な報酬を算定することとなったが、実績記録表にはどのように記載すればよいか。

(答) 生活介護サービス提供実績記録票においては、従来通り開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに「算定時間数」を入力する欄を設けた。生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載することとなる。

<参考> 厚生労働省ホームページに掲載あり。

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ●生活介護

#### (問6) 常勤看護職員等配置加算

常勤看護職員等配置加算は、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所において、算定することはできるか。

(答) 常勤看護職員等配置加算は、人員配置基準を満たした上で、適正なサービス提供を確保していると認められる生活介護事業所において、手厚い看護職員の配置を評価する加算である。

このため、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所は、人員配置基準を満たしていないことから、適正なサービス提供を確保しているとは言えないため、常勤看護職員等配置加算を算定することはできない。

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ● 自立訓練（機能訓練）

（問7）リハビリテーション加算、個別計画訓練支援加算

リハビリテーション加算（I）又は個別計画訓練支援加算（I）の算定に当たり、加算を算定する時点より前から当該事業所においてサービスを利用している者について生活機能を評価する際は、利用開始時に遡及して評価を実施せず、現時点における評価を実施することによいか。

（答） 貴見のとおり

## 2. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

### ●相談系サービスにおける共通事項

#### (問8) モニタリング期間

モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答) モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある（施行規則第6条の16）

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する（施行規則第6条の16）。

一般的には、状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定される。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、具体例のような状態像にある利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、短い期間で設定することが望ましい。

※具体例については、Q&Aをご確認ください。

### 3. 報酬の算定基準

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & Aより一部抜粋。

#### ●計画相談支援

##### (問9) 入院時情報連携加算の算定要件

重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連携加算を算定することは可能か。

(答) 計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定できる。

なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定するものとする。

# おわりに

---

以上で、本研修を終わります。

受講後は「那覇市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。

今後、集団指導の開催方法について「対面」又は「動画視聴」どちらが良いか受講報告に併せてご意見をご記入ください。